

徳島県小学生バレーボール連盟加盟団体登録および個人登録規定

第1条 徳島県小学生バレーボール連盟（以下連盟という）並びに徳島県バレーボール協会が主催または共催する大会に出場しようというチームは、この規定により連盟に有効に登録された団体及びその構成員でなければならない。

第2条 連盟の加盟団体は、本規定の定めるところにより、その団体および構成員が公益財団法人日本バレーボール協会ならびに連盟に登録された団体（以下「登録団体」という）でなければならない。

1 加盟登録しようとする団体は、JV A-MRSでチーム登録を済ませるとともに、連盟所定の書式に必要事項を記載し申請するものとし、両方の登録をもって登録完了とする。

① 登録料の支払いが完了し、連盟が確認し承認したことをもって登録完了となる。

② 男女ともに選手が5人以下の場合で、男女混合の部にのみ参加するチームの登録料は1チーム分とする。ただし、年度途中で選手が6名以上となり単独のチームで大会に出場できる状態になったときは、連盟に遅滞なく届け、もう一方のチームの登録を完了しなければならない。

2 原則として毎年4月末日までに連盟に登録申請することとし、その有効期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

3 公益財団法人日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という）加盟団体登録および個人登録規定に準じて連盟登録を行うが、原則として連盟の定める規定が優先するものとする。

第3条 競技会参加は、登録団体でなければならない。1登録団体より複数チーム出場することができる。

第4条 団体の登録構成員の資格は、次によるものとする。

- 1 徳島県内に所在する小学生バレーボール競技団体に属する者。
- 2 社会体育としての子供会活動、スポーツ少年団、スポーツ教室等でバレーボールを種目としている団体に属する者。
- 3 学校のクラブ活動、または学校でバレーボールを行っている団体に属する者。
- 4 その他いかなる母体形態を問わず、小学生を対象として編成されたバレーボール競技団体に属する者。
- 5 適切な世話人もしくは指導者を有し、継続的に活動を続ける団体に属する者。
- 6 同一都道府県の国・公・私立小学校に在籍し、あるいは在住している者で、4月1日現在12才未満の者。
- 7 日小連または連盟の主催または主管する競技会への参加において、ベンチに入る役員はすべて、JV A-MRSで個人登録を完了した者であること。

第5条 小学生として登録する登録構成員の登録は1人1団体を原則とする。

第6条 登録団体は、その登録構成員に追加あるいは取り消しがある場合には遅滞なく届け出て確認を求めなければならない。但し、原則として同一年度内における登録構成員の他登録団体への変更は認めない。事情により同一年度内の他団体への登録を求める場合は、連盟に申し出ること。

1 每年5月1日以降に申請された登録及び登録構成員の追加の届け出は、当該大会参加申し込みまでに完了した場合効力を発生するものとする。

第7条 登録に虚偽の申請をし、その他本規定に反したときは、合法的であってもアマチュアスポーツマシンシップ精神に反すると連盟が認めたときは、登録団体または登録構成員に対し、登録を拒み、または取り消しあるいは一定期間、競技会の参加並びに出場を停止することがある。

第8条 大会参加並びに出場については、本規定のほか、各大会参加要項を併用して適用する。

附　　則　　本登録規定は、昭和54年6月30日より施行する。

昭和58年4月10日　一部改訂

平成18年3月19日　一部改訂

平成23年3月20日　一部改訂

平成25年3月16日　一部改訂

平成27年3月22日　一部改訂

平成28年3月20日　一部改訂

平成29年3月18日　一部改訂